

令和3年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）に係る意見調書

| | |
|-----|-----------------|
| 団体名 | 一般社団法人北海道自然保護協会 |
|-----|-----------------|

1 道案に対する賛否の別（該当する意見を○で囲む。）

基本的には

賛成

・

反対

2 賛否に係る理由

当協会は、エゾシカの生息数増加や生息域拡大が、農林業被害の増大や人間社会との軋轢をはじめ、生物多様性や生態系の保全に対しても重大な悪影響をもたらすことから、エゾシカの生息数及び生息域の管理は北海道における喫緊の課題であると認識しております。とくに、種個体群・植物群落・生物群集・生態系などの階層構造を有する自然環境においては、各階層に対するエゾシカの影響が危惧され、ここ数年は地域的にはエゾシカの増加に翳りが見え始めたとはいえ、今後もさらに徹底した管理が必要と考えております。

「令和3年度（2021年度）エゾシカの可猟区域及び期間等について（案）」（以下では（案）という）に示されたエゾシカの可猟区域や可猟期間などについては特に異論はありませんが、エゾシカ管理においては、可猟区域及び期間以外での対策や情報分析が必要と考えるため、そのような視点から（案）について意見を申し上げます。

(1) 毎年提言させていただいておりました、（案）の冒頭の「2. 経過 (1) これまでの取組」において、農林業被害を抑制する目的に加えて、自然生態系への悪影響についても明記していただきたいという要望については、令和3年度においては「農林業や生活環境への被害の抑制、生物多様性の保全を図るため」と修正され、『北海道エゾシカ管理計画（第5期）』における「人間活動とエゾシカとの軋轢を軽減するとともに、エゾシカの絶滅を回避しながら適正な管理を行い、道民共有の自然資源であるエゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を図ることを目的」と合致するものとなっており、整合性が取れた形となったことは評価すべき点と考えます。今後もこの目的は変わ

らず維持していただけますよう、お願い申し上げます。

- (2) 一方で、(案)に添付されているエゾシカ捕獲数や農林業被害の推移等のデータのほかに、エゾシカによる生物多様性や生態系への影響に関するデータも示していただきたいという要望については、未だに対応をいただけておりません。(案)の「6 その他(2) 調査研究」の文言も前年と同じであり、「施策の効果を検証するため、・・・生物多様性に与える影響の発生状況を把握する」という課題をどのような手法で把握しようとしているのか、またその状況はどのようなものであるのかについて具体的に示していただきたい。これまでのモニタリングのデータ等を具体的に示すことが、エゾシカ問題の普及・啓発において多大な効果をもたらすことになると思いますの、是非とも対応いただけますよう要望いたします。
- (3) 上記(2)に関連して、国立公園や国有林地域において、生物多様性保全の視点から環境省および林野庁とも協働で調査研究を実施してデータ取得に努め、それらを公表していただくことを要望いたします。
- (4) エゾシカ個体指数のデータでは、東部地域においては減少がみられているものの、西部地域は緊急対策期間中には減少したが近年再び微増し、南部地域では急増傾向が続いているものと推察されます。西部・南部地域ではエゾシカ被害が今後さらに拡大することが予想され、可猟区の調整だけではなく、徹底した有害獣管理対策を早期に実施することを要望いたします。
- 東部地域とその他の地域で、緊急対策期間中の成果に差が出ている原因はどこにあるとお考えでしょうか？ エゾシカ個体数や農業等被害の推移に加えて、狩猟者動向、とりわけ実際の地域ごとの出猟回数等の狩猟努力はどのように推移しているのかというような人間事象(Human dimensions)からの検討も加える必要があると考えます。
- また、可猟区域及び期間の設定により狩猟に制限を加えることはできますが、狩猟の強化が必要な地域へ狩猟者を誘引するためには別の方策が必要と考えます。そのためにも地域別の狩猟努力がどの程度払われているのかを把握し、必要な地域での狩猟努力の増大を図る必要があると考えます。
- (5) 上記(4)に関連して、(案)「5 捕獲数制限」における「メスジカの捕獲を推進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲については、法第12条第2項に基づき、一人1日当たり1頭までとする。」という制限の効果が期待

されるところですが、この効果についてはどのように評価されているのでしょうか？ この点についても言及していただきたいと考えます。

- (6) これも以前よりお願いしていることではありますが、現在のところ猟区の設定は西興部村と占冠村に限られています。猟区設定の効果についてはどのように考えておられるのでしょうか？ 猟区設定の効果及び今後の猟区設定の方針についても（案）の中で言及していただきたいと考えます。また、いたずらな猟区の拡大は、管理体制を弱体化させる危険性も孕むと考えますので、今後も引き続き慎重な対応をお願いいたします。
- (7) E区域（斜里町の一部）において実施されている中断期間設定については、（案）の中で「捕獲効率の向上を目的」とすることは記されていますが、これまでの実施の効果についても（案）の中で言及すべきと考えます。事業を継続する理由についての説明責任について、（案）中に明記することによって果たすべきと考えます。
- (8) これも昨年度に指摘させていただきましたが、近年都市部や人間の生活圏内にエゾシカが侵入したというニュースをますます耳にします。野生獣類の都市部への侵入は、交通等の障害となるのみならず、シカやアライグマ等の獣類が都市部に侵入することによって、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの感染症の危険性が増していることが危惧されています。特にシカではSFTSウイルスの陽性率が非常に高い地域もみられ、北海道ではまだ発生事例はないとはいえ、今後は公衆衛生的観点からも都市近郊あるいは都市内におけるエゾシカ管理対策がますます重要になってくると考えます。可猟区域及び期間については、このような観点からの対策にも配慮して適切な区域及び期間の設定に努めていただくことを強く希望いたします。
- (9) 今回添付いただいている資料は、東部・西部・南部で集計されたデータが提示されていますが、可猟区の妥当性を詳細に検討するには、可猟区分ごとのデータをお示しただけですよう要望いたします。

以上が北海道自然保護協会からの意見となります。例年意見を述べさせていただいておりますが、今年度は(1)のようにご対応いただいた点もありますが、なかなかご対応いただけないものも多くあります。今後できるだけ限り要望を取り入れていただけま

すよう重ねて依頼申し上げます。